

◆ 信用保証料助成

資金の借入を行う際、三重県信用保証協会の保証を利用した場合に、保証料の一部を助成いたします。

【助成対象】 R4.2.1～R5.3.31の間に借入をし、支払った三重県信用保証協会の信用保証料
※分割で支払った場合は1年目（今回）に支払った保証料のみ対象となります。

【申請期間】 R4. 6. 1 ～ R5. 3. 31 （予算枠に達した場合、受付を終了します）

【助成金額】{(保証料総額) - (公的機関等からの助成額)} × 1/3 = 三ト協助成額

【申請書類】 借入完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②信用保証決定のお知らせ【お客様用】(写)
- ③セーフティネット保証に係る認定書(写)

【上限】 40万円
40万円を超えない限り再申請が
できます。

③はセーフティネット保証制度を利用の場合のみ

- 〔不況業種指定等による場合〕・・・中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号の規定による認定申請書(写)
- 〔激甚災害のうち直接被害を受けた場合〕・・・市町、消防署等発行の「罹災証明書」(写)
- 〔激甚災害のうち間接被害を受けた場合〕・・・災害保証認定の認定申請書(写)

注意

- ・都合により保証料の還付を受けた場合や、申請内容が正常なものでないことが判明した場合は助成金を返還いただくことになります。
- ・「近代化融資」・「運転資金等一部利子補給」と併用ができます。

